

基幹的物資拠点（0（ゼロ）次物資拠点）運用マニュアルについて（概要）

1 目的

「関西圏域における緊急物資円滑供給システムの構築について(報告)」(H28.8 報告)において、大規模広域災害時等、府県の1次物資拠点の使用不能時等に物流機能を補完するため、基幹的物資拠点（0（ゼロ）次物資拠点）（以下「0次物資拠点」という。）の設置を掲げており、その具体的な運用マニュアルを策定（H30.3）し、取りまとめ、迅速な物資供給体制の確立に資している。

引き続き、本マニュアル等に基づく関西広域応援訓練を実施・検証を行い、物資供給体制の更なる充実を図るため、マニュアルの改訂を適宜実施していく。

2 経緯

東日本大震災や熊本地震では、府県が設定していた1次物資拠点が被災し、使用不能となった経験や対応を踏まえ、被災府県以外に0次物資拠点を設定するための手順等をまとめた「0次物資拠点運用マニュアル」を策定（H30.3）した。

これまで、関西広域応援訓練に参加いただいた関西災害時物資供給協議会員のご意見や能登半島地震等への災害対応から得た教訓等を反映した改訂（R8.3）を行った。

3 0次物資拠点の概要

（1）0次物資拠点とは

① 開設を想定する状況

大規模広域災害時等において、被災府県の1次物資拠点の被災等により

ア 使用不能に陥った場合 又は

イ 被災府県の1次物資拠点のみでは、受入容量等を超えて円滑な物資供給を行うことができない場合で、民間の物流拠点・物流センターなどの確保ができない場合。

② 0次物資拠点機能

被災府県の要請に基づき、広域連合が被災地以外に「0次物資拠点」を開設を調整することにより、被災府県の1次物資拠点の代替施設としての役割を担う。

（ア）国のプッシュ型支援をはじめとする救援物資の受け入れ

0次物資拠点は、被災府県の意向に応じ、被災府県の1次物資拠点の代替施設として、国のプッシュ型支援物資及び全国からの救援物資の受け入れを行う。

（イ）被災府県への搬出

被災府県の1次物資拠点の代替施設であることから、原則として被災市町村の2次物資拠点へ搬送を行う。

被災市町村の2次物資拠点が被災し、拠点の機能を果たせず、かつ2次物資拠点の代替施設がない場合には、被災府県と調整のうえ、0次物資拠点から避難所への直送も検討する。

③ 運営主体

被災府県からの依頼を受けて、広域連合や構成府県・連携県が0次物資拠点の開設を調整する。

0次物資拠点開設後、被災府県は運営責任者を0次物資拠点へ派遣する。

広域連合は0次物資拠点に副責任者を置いたうえで、0次物資拠点運営の総合調整を行い、応援府県市とともに0次物資拠点の運営を支援する。

(2) 0次物資拠点の候補

① 構成府県の1次物資拠点のうち、以下の要件を概ね満たすもの

- ア 一定以上の規模、施設を有するもの
- イ 大規模広域災害時にも使用の可能性が高いもの
- ウ 交通の利便が良いところ など

⇒ 1次物資拠点の中からは、各構成府県・連携県と協議した結果、11拠点を候補地として選定した。

引き続き、上記要件を概ね満たす施設について、0次物資拠点候補としての使用を検討する。

② 民間物流事業者等の倉庫・物流拠点を「0次物資拠点」として使用

民間物流事業者等のノウハウを最大限活用するため、災害発生時に民間物流事業者等の物流拠点・倉庫等を0次物資拠点として活用することが可能な場合は、それらを0次物資拠点として使用できるよう調整する。

(3) 0次物資拠点の運営体制

時間の経過及び被災状況等に応じて、以下の3つの運営パターンを想定

区分	運営体制	0次物資拠点設置場所
パターン1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災直後で、民間物流事業者が運営にすぐには入れないことを想定し、行政職員中心で運営 ・ 民間物流事業者からアドバイザー等の派遣を受けた上で、助言を受けて運営 	被災府県外の1次物資拠点
パターン2	0次物資拠点の運営のうち、物資搬入、仕分け、搬出など大部分の業務を民間物流事業者に委託して運営	
パターン3	<p>民間物流事業者の物流拠点・物流センター等において「0次物資拠点」の機能をすべて実施</p> <p>※ 想定イメージ：熊本地震の日通鳥栖流通センター</p>	被災府県を含む民間の物流拠点・物流センター

- ・ 発災直後はパターン1により運営を行い、その後の状況によりパターン2からパターン3へと運営体制を移行する。
- ・ これと並行して、民間物流事業者のノウハウを最大限発揮できるパターン3についても、被災状況及び個別の物流企業の状況により運営が可能と判断される場合には、速やかに運営体制の構築を進める。

(4) 0次物資拠点の運営にかかる経費負担

- ・ 原則として、0次物資拠点の設置を要請した被災府県が要した経費をすべて負担（原状復旧経費も含めて、被災府県負担）。災害救助費として認められる場合は、被災府県が、災害救助法の手続きを行う。
- ・ 複数の被災府県が1つの0次物資拠点を使用した場合は、使用物量割合に応じて費用分担する。